

上峰町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (H29年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) H27年度の人件費率
H28年度	人 9,590	千円 12,996,568	千円 191,236	千円 645,144	% 4.96	% 9.26

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
H28年度	人 75	千円 255,840	千円 28,345	千円 95,171	千円 389,356

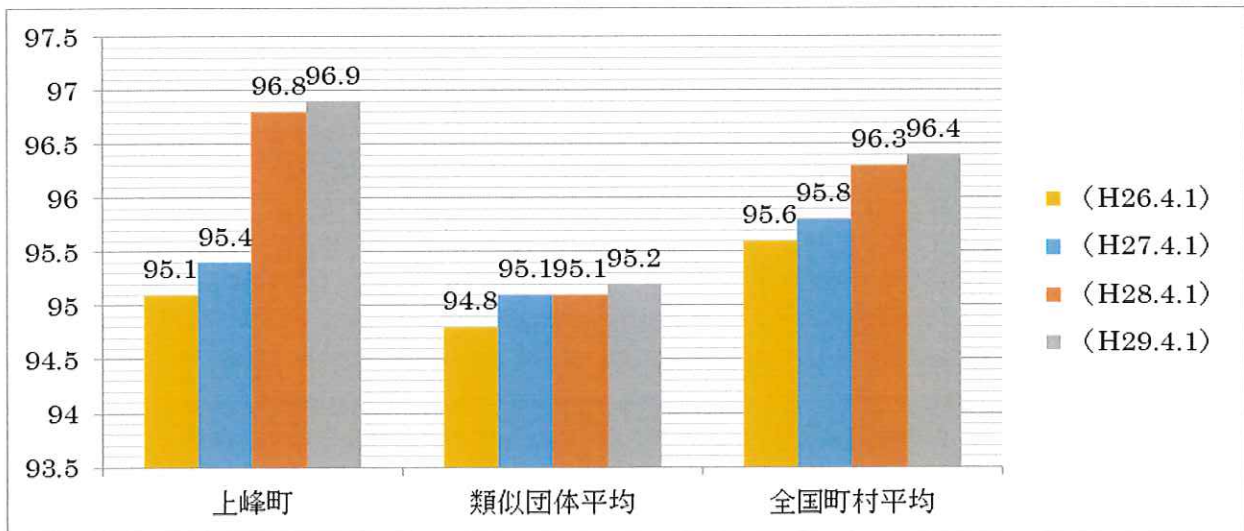
(参考) 一人当たり 給与費 B / A	(参考) 類似団体 平均一人当たり 給与費
千円 5,811	千円 5,627

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成 29 年 4 月 1 日現在の人数である。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3 平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成 29 年 4 月 1 日のラスパイレース指数が、① 3 年前に比べ 1 ポイント以上上昇している場合、
② 3 年連続で上昇している場合、③ 100 を超えている場合について、その理由及び改善の見込み
総合的見直しを国ではなく県に準じて行っているため。

(4) 給与改定の状況

① 月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
H28年度	円 —	円 —	円 (—%)	% —	% —	% 0.15

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の 4 月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

(注) 上峰町では独自の人事委員会は設けておらず、佐賀県人事委員会に事務を委託している。

② 特別給 (期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
H28年度	月 —	月 —	月 —	月 —	月 —	月 4.40

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(注) 上峰町では独自の人事委員会は設けておらず、佐賀県人事委員会に事務を委託している。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 給料表の見直し

給料表の見直し	実施
給料表の改正時期	平成 28 年 4 月 1 日
使用する給料表	佐賀県人事委員会勧告による給料表
内容	一般行政職の給料表について、県の見直し内容を踏まえ改定
高年齢層の減額措置	55 歳超えかつ 6 級の職員の 1.5%減額は H28 年度末に廃止
俸給表改定激変緩和措置	平成 27 年 3 月 31 日現在の給料額を経過措置として 2 年実施
他の給料表の取り扱い	他の給料表は、一般行政職との均衡を踏まえ実施

② 地域手当の見直し

地域手当での支給なし

③ その他の見直し内容

管理職特別勤務手当は、国と同様に見直しを平成 27 年 4 月 1 日実施。

単身赴任手当の支給なし。

(6) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成 29 年 4 月 1 日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
上峰町	39.2歳	286,887円	307,351円	327,588円
佐賀県	42.7歳	329,498円	398,478円	355,391円
国	43.6歳	330,531円	—	410,719円
類似団体	41.9歳	301,565円	346,550円	327,588円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢 (歳)	職員数 (人)	平均給料 月 額 (円)	平均給与 月 額 (A) (円)	平均給与 月 額 (国ベース) (円)	対応する民間 の類似 職種	平均 年齢	平均給与 月 額 (B) (円)	A/B
上峰町	53.4	4	335,600	349,600	342,000	—	—	—	—
うち用務員	56.0	2	352,100	366,900	364,900	用務員	55.1	207,300	176.99%
佐賀県	54.4	119	325,430	366,982	339,278	—	—	—	—
国	50.6	2,722	286,833	328,360	—	—	—	—	—
類似団体	50.7	5	272,512	296,497	284,016	—	—	—	—
区 分	参 考								
	年収ベース(試算値)の比較								
	公務員(C)		民間(D)		C/D				
上峰町	—		—		—				
うち用務員	6,017,900円		2,818,600円		213.50%				

(注) 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成 26 年～28 年の 3 ヶ年平均)

(注) 技能労務書の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態の点において完全に一致しているものではない。

(注) 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を 12 倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与額を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況（平成 29 年 4 月 1 日現在）

区 分		上峰町	佐賀県	国
一般行政職	大 学 卒	169,000円	179,800円	178,200円
	高 校 卒	147,100円	147,100円	146,100円
技能労務職	高 校 卒	154,200円	144,500円	—
	中 学 卒	—	136,300円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成 29 年 4 月 1 日現在）

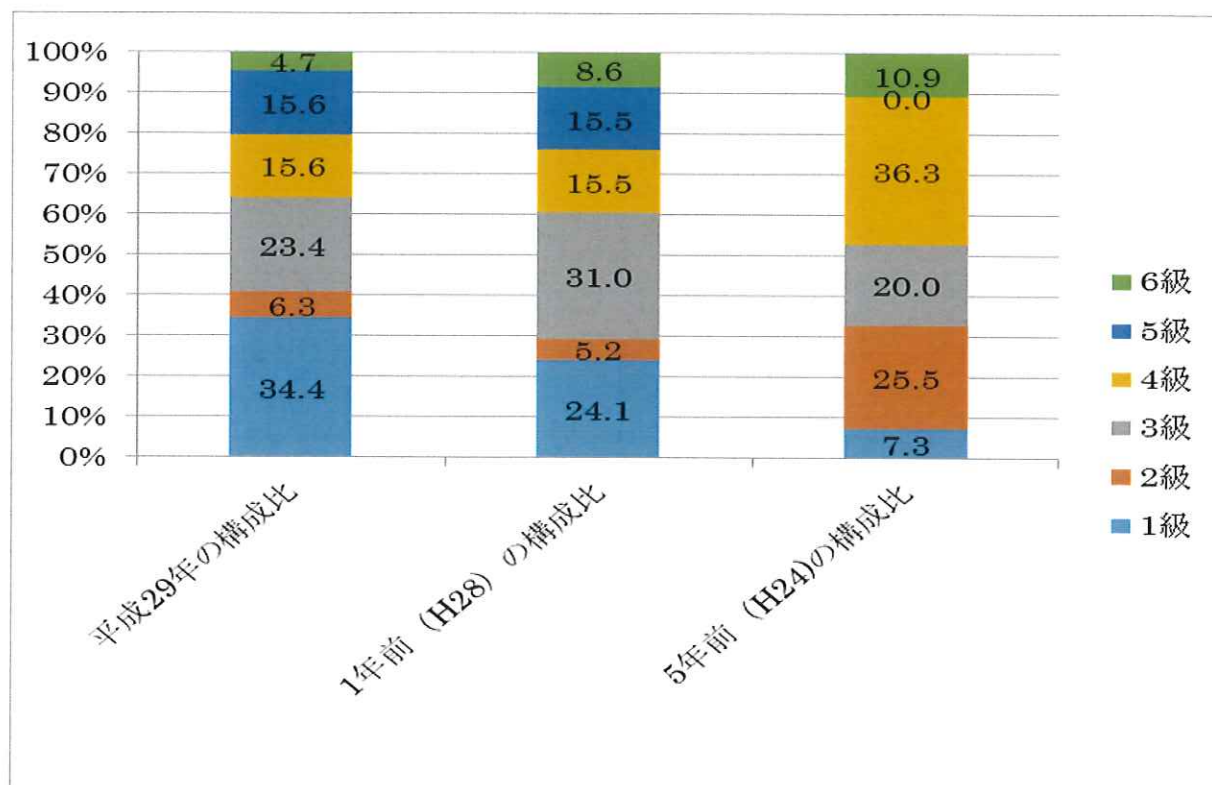
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	247,700円	317,000円	368,000円	381,900円
	高 校 卒	213,400円	290,300円	323,400円	375,200円
技能労務職	高 校 卒	228,300円	276,800円	303,700円	318,300円
	中 学 卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成 29 年 4 月 1 日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
6 級	・ 高度な知識、経験を有する課長の職務	3人	4.7%	322,000円	413,400円
5 級	・ 課長の職務 ・ 課長に相当する特に困難な職務を所掌する副課長の職務	10人	15.6%	291,200円	398,600円
4 級	・ 困難な職務を所掌する副課長の職務 ・ 特に困難な職務を担当する係長及び主幹の職務	10人	15.6%	264,400円	389,700円
3 級	・ 困難な職務を担当する係長の職務 ・ 主幹の職務 ・ 係長の職務 ・ 主査の職務	15人	23.4%	230,400円	354,900円
2 級	・ 主任の職務	4人	6.3%	193,600円	308,300円
1 級	・ 主事の職務 ・ 主事補の職務	22人	34.4%	142,500円	250,400円

- (注) 1 上峰町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
 3 一般行政職の職員とは、職種区分のうち税務課、保険職及び技能労務職を除いた職員である。



- (注) 平成 18 年に 8 級制から 6 級制に変更している。（旧給料表の 1 級及び 2 級並びに 4 級及び 5 級をそれぞれ統合）

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成 29 年 4 月 2 日から平成 30 年 4 月 1 日 までにおける運用	上峰町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

(注) 試行運用のため昇給への業務成績の反映を行っていない。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

上峰町	佐賀県	国
1人当たり平均支給額（平成28年度） 1,323千円	1人当たり平均支給額（平成28年度） 1,645千円	—
（平成28年度支給割合） 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.70月分 (1.45)月分 (0.80)月分	（平成28年度支給割合） 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.70月分 (1.45)月分 (0.80)月分	（平成28年度支給割合） 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.70月分 (1.45)月分 (0.80)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3級：5% 4・5・6級：10%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理監督者加算 10%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理監督者加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

平成28年度中における運用	上峰町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用			○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

（注）試行運用のため勤勉手当への勤務成績の反映を行っていない。

(2) 退職手当（平成29年4月1日現在）

上峰町			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
（定年前早期退職特例措置（2～20%））			（定年前早期退職特例措置（2～45%））		
1人当たり平均支給額	—円	20,784千円			

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、28年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

支給実績なし

(4) 特殊勤務手当（平成 29 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成28年度決算）			0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）			0円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成28年度）			0%	
手当の種類（手当数）			2種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成28年度決算)	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	作業従事職員	感染症防疫業務	0千円	日額1,000円
行旅病人又は行旅死亡人取扱手当	対応業務従事職員	行旅病人若しくは行旅死亡人の対応に従事した場合	0千円	1件2,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成28年度決算）	19,222千円
職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	356千円
支給実績（平成27年度決算）	16,918千円
職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）	319千円

(6) その他の手当（平成 29 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価 (月額)	国の 制度 との 異動	国の 制度 と異 なる 内容	支給実績 (平成28 年度決算)	支給職員1人 当たり 平均支給年額 (平成28年度 決算)
扶養手当	配偶者 10,000円 扶養親族1人につき 6,500円 (配偶者がいない場合 1人目 9,000円) (16歳から22歳までの子 1人につき 6,500円加算)	同じ	—	5,392千円	207,385円
住居手当	持家 支給なし 借家・借間（支給限度額） 27,000円	同じ	—	3,422千円	228,133円
通勤手当	交通機関利用者（支給限度額） 55,000円 自家用車等利用者（距離に応じて）2000円～24,500円 (通勤距離片道2km未満は支給なし)	異なる	支給額 が少額	2,213千円	50,295円
管理職手当	課長級 35,000円 副課長級 20,000円	異なる	定額制	6,900千円	363,158円

5 特別職の報酬等の状況（平成 29 年 4 月 1 日現在）

区 分			給 料 月 額 等	
給 料	町 長	709,000円	(参考) 類似団体における最高／最低額	
	副 町 長	589,000円	850,000円／350,000円 710,000円／461,000円	
報 酬	議 長	329,000円	360,000円／205,000円	
	副 議 長	266,000円	320,000円／175,000円	
	議 員	246,000円	300,000円／155,000円	
期 末 手 当	町 副 町 長 長	(平成28年度支給割合) 3.25月分		
	議 副 議 長 長 員	(平成28年度支給割合) 3.25月分		
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長	給料月額×在職1年につき×支給率(500/100)	14,180,000円	任期毎に支給
	備 考	給料月額×在職1年につき×支給率(294/100)	6,926,640円	任期毎に支給

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

(平成4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対 前 増 減 年 数	主 な 増 減 理 由	
			平成29年	平成28年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0	業 務 増	
		総 務	22	20	2		
		税 務	7	7	0		
			民 生	10	10	0	業 務 増
			衛 生	8	6	2	
			農 林 産 業	5	5	0	
			水 土 保 護	5	4	1	業 務 増
	計	59	54	5	< 参 考 > 人口1万人当たり職員数 61.52人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 111.60人)		
	教 育 部 門	16	13	3	業 務 増		
	小 計	75	67	8	< 参 考 > 人口1万人当たり職員数 78.20人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 133.91人)		
公 営 企 業 等	下 水 道 其 他		1	1	0		
			5	5	0		
			小 計	6	6	0	
合 計			81 [91]	73 [91]	8		

(注) 1 職員数は一般職(ただし、教育長除く。)に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(29年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	1人	7人	8人	10人	8人	6人	11人	7人	8人	3人	11人	1人	81人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別年度	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	過去 5 年間の増減数(率)
一般行政	52	50	51	53	54	59	7 (13.5%)
教育	13	14	16	14	13	16	3 (23.1%)
消防	—	—	—	—	—	—	— (—%)
普通会計計	65	64	67	67	67	75	10 (15.4%)
公営企業等会計計	5	5	5	5	6	6	1 (20%)
総合計	70	69	72	72	73	81	11 (15.7%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成26年度の総費用に 占める職員給与費比率
H28年度	千円 224,532	千円 4,732	千円 0	% 0.00	% 0.00

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
H28年度	人 1	千円 3,673	千円 456	千円 1,397	千円 5,526	千円 5,526	千円 6,130

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成 29 年 3 月 31 日現在の人数である。

イ 特記事項

特になし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成 29 年 4 月 1 日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
上峰町	39.0歳	311,100円	460,500円
団体平均	43.3歳	340,980円	510,993円
事業者	— 歳	— 円	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

上峰町	市町平均（政令指定都市を除く）
1人当たり平均支給額（平成28年度） 1,396千円	1人当たり平均支給額（平成28年度） 1,474千円
（平成28年度支給割合） 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.70月分 (0.80)月分	（平成28年度支給割合） 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.70月分 (0.80)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3級：5% 4・5・6級：10%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・他市町村の規定による。

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成29年4月1日現在）

上峰町	市町村平均（政令指定都市を除く）
（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 20.445月分 25.55625月分 勤続25年 29.145月分 34.5825月分 勤続35年 41.325月分 49.59月分 最高限度額 49.59月分 49.59月分 その他の加算措置 （定年前早期退職特例措置…町と同じ） 1人当たり平均支給額 0千円 0千円	（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 20.445月分 25.55625月分 勤続25年 29.145月分 34.5825月分 勤続35年 41.325月分 49.59月分 最高限度額 49.59月分 49.59月分 その他の加算措置 （定年前早期退職特例措置…町と同じ） 1人当たり平均支給額 0千円 7,290千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、28年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

地域手当の支給なし

エ 特殊勤務手当（平成29年4月1日現在）

町と同じ

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成28年度）	326千円
職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	326千円
支給実績（平成27年度）	238千円
職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）	238千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（29年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価 (月額)	一般職の制度との異動	一般職の制度と異なる内容	支給実績 (平成28年度決算)	支給職員1人 当たり 平均支給年額 (平成28年度決算)
扶養手当	配偶者 10,000円 扶養親族1人につき 6,500円 (配偶者がいない場合 1人目 9,000円) (16歳から22歳までの子 1人につき 6,500円加算)	同じ	—	130千円	130,000円
住居手当	持家 支給なし 借家・借間（支給限度額） 27,000円	同じ	—	0千円	0円
通勤手当	交通機関利用者（支給限度額） 自家用車等利用者（距離に応じて）2000円～24,500円 (通勤距離片道2km未満は支給なし)	同じ	—	0千円	0円
管理職手当	課長級 35,000円 副課長級 20,000円	同じ	—	0千円	0円